

[サイトマップ](#)

[よくある質問](#)

[お問い合わせ](#)

文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#)



全国社会福祉協議会

検索



事業内容

第三者評価事業

社会的養護施設  
第三者評価事業

ダウンロード

>社会的養護施設第三者評価結果 >検索結果一覧

## 社会的養護施設第三者評価結果 検索

### 秋田わかばハイム

[第三者評価結果はこちら](#)

データ登録日 2017年12月28日

#### 【1】第三者評価機関名

(特非)秋田県福祉施設士会

S24009

S15089

評価調査者研修修了番号

08-19b

#### 【2】種別

母子生活支援施設

定員

20世帯(19世帯)

施設長氏名

松前 克美

所在地

秋田県

URL

<http://akiboren.jp>

開設年月日

1953年01月10日

経営法人・設置主体

社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会

職員数

常勤職員

12名

非常勤職員

4名(心理療法担当職員、専任当直員、嘱託医2名)

施設長補佐兼主任母子支援員

1名

主任母子支援員(機関的職員)兼事務員

1名

専門職員

副主任少年指導員兼事務員、少年指導員

1名、2名

被虐待児童個別対応職員

1名

母子支援員

3名

保育士

2名(調理員兼保育士1名)

(ア) 居室数

バス・トイレ付き個室型20母子室、ショートスティ用1母子室

(イ) 設備等

防犯用カメラ5設置、事務室と宿直室でモニター監視

施設設備の概要

(ウ)

玄関入り口30秒以上開いた状態で事務室ブザーが鳴る仕組み

(エ)

事務室から各世帯へのインターホーン設置。

基本理念：人はだれでも当たり前の生活を営む権利があります。私たちは、共に励まし合い手を携えながら、健康で安心して暮らせる社会、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる社会の実現のためにつくします。

#### 【3】理念・基本方針

運営方針：母子及び寡婦並びに父子家庭の、福祉の向上に貢献します。人が自立して生きていくために不可欠な就業先の確保、健康で文化的な日常生活の実現、更に子育て等の支援を行います。無駄なく、創意工夫によって収支の安定を図り、健全な施設を維持していきます。平成29年6月に策定された法人の中期振興計画に基づき、当面の課題とその解決策及び今後の方向性を明確にした上で、各種サービスのさらなる向上と経営基盤の強化を図っていく。

#### 【4】施設の特徴的な取組

施設長を除いた利用者に直接かかわる職員が11名おりますが、懇親に利用者に関わっているということ。この意欲と熱意が利用者アンケートに表れております。「施設の考え方や内容が分かりやすい」「日常生活・子育て・仕事関係など困った時の相談は?」「将来の生活目標についての相談は?」「母子ともに大切に接してくれる?」「施設は安全か?」など、設問の半分が80~95%の支持範囲内にあります。職員配置の特別加算や心

理療法担当職員等をフル活用、更に勤務形態も利用者とのマッチングが適切であり、力を奏しているものと思われます。

#### 【5】第三者評価の受審状況

2017年09月06日（契約日）～2017年12月06日（評価結果確定日）

受審回数

1回

前回の受審時期

平成26年度

#### 【6】総評

前回の第三者評価受審時の「施設長」から数えて3年間で3人目の施設長です。法人上層部の人事に関する方針と、現場レベルでの職員集団の「まとまり」の狭間で、その打開口への摸索・解決しようとしているのがよく理解されます。まとまりのある職員集団がスクラムを組んでいますので、法人上層部は現場職員の声をよく聞いてほしいもの、と感じ取ってきました。施設を維持するための行政との連携はもちろん大切ですが、施設サービス提供に関する「支援の質向上」も大事であり、そのためには現職員集団の意欲を減じない配慮が必要とも思われます。今後、法人・施設の統一された人事管理等の「理解」を期待したいものです。

#### 【7】第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価により、全ては利用者のために、そして職員、施設、法人のために、今回の評価を職員が一丸となって受け止め未来につなげていく。時代にあった施設として地域の関わりを強くして理解してもらい、支援の幅を広げていかなくてはならない。

[第三者評価結果はこちら](#) >

[トップページ](#)

[事業内容](#)

[第三者評価事業](#)

[社会的養護施設第三者評価事業](#)

[ダウンロード](#)

福祉サービス

**第三者評価事業**



事業内容

第三者評価事業

社会的養護施設  
第三者評価事業

ダウンロード

&gt;社会的養護施設第三者評価結果 &gt;検索結果一覧

## 社会的養護施設第三者評価結果 検索

### 秋田わかばハイム

前ページに戻る &gt;

データ登録日 2017年12月28日

#### 第三者評価結果詳細

##### 共通評価基準（45項目）I 支援の基本方針と組織

###### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者  
評価結果

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 b

## 【コメント】

法人によって「新しい基本理念」「新しい運営方針」が制定されています。玄関口やホールなど、体制としては周知に向けておりますが、職員の学習会が継続された取組にかけています。職員会議の記録でも周知に向けた継続性の取組が汲み取れませんので、今後の大きな課題として期待します。職員は理念・基本方針によって方向づけられますので、継続的取組が必要となります。

###### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者  
評価結果

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 b

## 【コメント】

経営状況の把握については、平成27・28年度事業実施報告書の中で、定員20世帯に対する措置状況が報告されています。平成26年度末19世帯、27年度末在籍15世帯、28年度末在籍13世帯になっており、入退所世帯の状況が明らかにされております。今後この入退所に至った入居者の実態を職員共有のもとで分析し、特に退所時点での実態把握を明確にし、施設退所が職員の納得のいくものであったかどうかを見極める必要があります。今後の施設経営状況が的確に把握され分析されるよう望みます。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 b

## 【コメント】

平成28年度末在籍13世帯であった母子が、平成29年11月16日現在(第三者評価訪問調査日)で19世帯にまで母子入居者が増加している現状から、施設長はじめ施設長補佐の経営層の危機感から入居者6人を獲得しています。その理由を聞いてみると、電話等の連絡を関係機関・団体に対して働きかけていることを話されており、現状の分析こそはしていないものの、経営状況に対する危機感からの働きの取組と思われます。今後役職員に対して意識的な経営課題の共有化を望みたいものです。

###### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者  
評価結果

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 b

## 【コメント】

法人における傘下施設の財政維持のための人件費等の中長期的現状分析は行われていますが、今後、法人・施設における人材育成面等からの具体的な考え方から職員を育成する観点、職員のあるべき姿等といった支援内容の観点からも中長期的ビジョンによる計画の策定を望みます。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 b

## 【コメント】

単年度の事業計画には、法人の「人事異動は3年を目途に」とあります、財政面を中心に各施設の人員数を維持することが優先されています。確かに、法人内の人事異動は財政の安定が優先されますが、職員のキャリアを積む観点からも現野に入れて策定することが大切になります。この項目では、法人の人事等に対する考え方を施設職員に理解してもらえるような仕組みとなっています。現状の施設職員では、法人策定の中長期計画がよく理解できずにいるので、いわゆる施設従来からの行事中心に陥ってしまいます。

## (2) 事業計画が適切に策定されている。

- ① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

## 【コメント】

事業計画は、従来からの踏襲であり、その中で不適切・反省等を通して現状の利用者にあったように見直されておりますが、それまでに至る配慮事項や留意点など、職員による手順化の文章化を望みます。計画から実行、評価(反省・見直し)・次年度への改善計画は頭の中ではなされていますので、客觀化を求める。今後は、事業計画を理念・基本方針、職員の行動規範に関するごと、職員と利用者のかかわり、子どもの養育方針、地域とのかかわり、など目次的に、必要であればマニュアルに落とし込む事、今後に期待します。

- ② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。

b

## 【コメント】

現状では母子に關係する側面の行事など、母による施設内清掃担当など周知・理解(掲示)を促し実行していますが、現状では事業計画の「行事部分」となっており、今後の工夫に期待します。(「入所のしおり」は事業計画ではありません。)

## 4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

## (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者  
評価結果

- ① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

## 【コメント】

支援の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われるためには、取り組むための文章化・手順書が必要です。従来のやり方だけでは、どうしても「正確な評価」が組織的でできません。取り組む課題に特化し、職員間で共有することになります。職員会議等でこれをチェックしたり、確認したりすることで継続的実行であります。.

- ② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

## 【コメント】

課題が明確になり、取り組むべき方向が決まったなら、職員の共有の在り方として、実行するのは担当毎であっても「今何が行われているか」という他の職員が知つていなければ、母子の要求や地域活動などでも職員理解の個人差が生じます。時間をかけて目標を明確にし、会議等で配慮していくことを期待しています。

## II 施設の運営管理

## 1 施設長の責任とリーダーシップ

## (1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者  
評価結果

- ① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

## 【コメント】

施設長は、経営・管理に関する方針について施設内広報等に掲載し(29年度より)、また有事の際における施設長の役割と責任、不在時の権限移譲は明確にしていますが、園内の会議や研修等において、職員に周知するとともに職員が理解しようとする職場環境と工夫が必要になります。施設長は、職員を通して自己表明しながら施設経営の実現を図っていくものと思われますので、法人本体との「つながり」役も必要となるでしょう。

- ② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

## 【コメント】

施設長として遵守すべき法令は理解し、研修会や勉強会に参加し施設長としての取組は行っていますが、職員に対し法令順守の周知、取組など、更に分かりやすい、丁寧な説明や工夫の取組が求められます。今後に期待します。

## (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

- ① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を發揮している。

c

## 【コメント】

施設長は、職員の経験豊かな意見を十分に聴取し、自己研鑽に励み支援の向上に努めようとしていますが、支援の質の向上、課題の分析、指導力の発揮には至っていません。今後の取組に期待します。

- ② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。

b

## 【コメント】

施設長は、職員集団と具体的な体制(法人による施設長の人事は市役所に丸投げか?について)の構築が図られるよう現状と業務の改善の実効性を把握・分析し、施設運営の向上に努めようとしています。職員集団側からは具体的な取組が見えにくく、支援の質向上の実効性を高める取組を期待しています。今後は、質の向上の観点から職員人事の「見える化」が必要です。

## 2 福祉人材の確保・育成

## (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者  
評価結果

- ① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

## 【コメント】

福祉人材の確保、配属基準は満たされていますが、人材や人員体制の基本的考え方、育成に関してはどうか、などの経営方針が必要です。確かに職員の適材適所配置でしょうけれども、それぞれの職員にも理解されるような同意される考え方、方針が必要です。今後の検討を期待します。

- ② 15 総合的な人事管理が行われている。

b

## 【コメント】

人事考課が取り入れられ、職員自らが将来の姿を描けるよう環境の整備に努めようとしていますが、その努力が今後に期待されます。現状では、この人事考課が透明性に欠け、目標管理にても「期待される職員像」の具体的な明確化のもとで、それぞれの職員が達成できる具体的な目標によってその達成感を成し遂げることになりますが、施設長或いはこれに代わる目標管理状態の把握をする方法が問われます。今後の期待になります。

## (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

- ① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

## 【コメント】

ワークライフ・バランスに配慮された勤務体制に配慮、有給休暇取得について柔軟に対応、外部研修については、公正な観点から積極的に平等になされていますが、その学びを職員同士で共有するとともに、その成果が支援に十分に生かしきれているかどうかの検証が必要です。会議などを通じて継続的なチェックが妥当性の確認になります。

## (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

- ① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

## 【コメント】

職員一人ひとりの目標管理の仕組みが構築され、取り組んでおりますが、職員一人ひとりの目標管理のプロセス或いは実現度についてのチェック(中間面接)に関して、紙面提出で発表が行われていますが、施設長や施設長補佐など職員とのやり取りの面接がより望ましいと思われます。「期待する職員像」では具体的な明確化を求めて施設長、施設長補佐を中心によりよい工夫された取り組みを望みます。一丸となった取り組みでないと質の向上に向けた体制とは言えません。

- ② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

## 【コメント】

職員の教育・研修については、従来からの外部研修の実施が中心で、支援に必要な専門技術や専門資格が明示されていません。これからは、施設が目指す基本方針や「期待する職員像」の明確化など、職員がビジョンを持てるような配慮が必要になるでしょう。頭の中だけではなく共有化するためには文章化が必要ですので、今後の課題となります。

- ③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

## 【コメント】

外部における一人一人の研修は積極的になされていますが、内部における研修の研修体系も同時に必要です。例えば、職員一人ひとりの全研修終了をカード化し、実施された研修の積み重ねから内部の階層別体系を策定すると各層の各段階での職員の励みが実効性として自己の研修、資格取得することなどに役立つと思われます。個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況の把握では施設長はもちろん全職員が分かっていかなければなりません。職員一人一人の意欲的な研修の機会がこのようにして保障されてくるのです。結果として自己研修、OJT、外部研修がつながってくるのです。今後に期待します。

## (4) 実習生等の支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

- ① 20 実習生等の支援に関する専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

## 【コメント】

実習生の受け入れに関する特徴的なプログラムが作成されています。施設概要に関して、事務会計、母子や少年に関して、行事等の実習生に対する「お勉強タイム」としてそれぞれ1時間位に及んで重点的に行ってています。

## 3 運営の透明性の確保

## (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者  
評価結果

- ⑥ 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

## 【コメント】

第三者評価受審、毎年度実施する自己評価、苦情による内容はホームページで開示されていますが、29年度からスタートする情報公開があります。社会福祉法人は地域住民からの「見える化」が問われますので事業計画・事業報告などしっかりと施設内部で作成の必要があります。

- (2) 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 a

## 【コメント】

事務・経理等職員の役割分担があり、必要に応じて専門家等の意見を聞いています。

## 4 地域との交流、地域貢献

- (1) 地域との関係が適切に確保されている。 第三者評価結果

- (i) 23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 b

## 【コメント】

地域の町内会には施設長はじめ職員が関わっていますが、母親の方がそこへ気持ちがついていけない状況との事。クリーンアップ活動などの取組はありますか職員が主体となっています。今後は文書化された考え方を周知したり、見直したりしながらの活動に対する取り組みを期待します。

- (ii) 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 b

## 【コメント】

小学生に対する学習ボランティア(元教員や大学生)があり、定期的な活動となっています。学校への協力では小学校の安全ボランティアとして下校時の見守り等を行っています。

- (2) 関係機関との連携が確保されている。

- (i) 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 a

## 【コメント】

必要な関係機関の連絡先等のリスト化がなされており、職員間で共有されております。関係機関・団体とも連絡会が行われています。資源のリスト化については常に最新の資源情報が必要ですので、その見直しも含めて作成することです。

- (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- (i) 26 施設が有する機能を地域に還元している。 b

## 【コメント】

災害の避難場所として地域と合同で避難訓練を年1回実施。地域交流の場としては、施設の特性上全てを解放できない部分があり、園庭を開放して納涼会の開催など地域住民・子どもを対象に行われています。

- (ii) 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 c

## 【コメント】

地域の福祉ニーズの把握に努めること、地域貢献に関わる事業については法人も始めた活動を検討していくことが今後の課題でしょう。今後に期待します。

## III 適切な支援の実施

## 1 母親と子ども本位の支援

- (1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。 第三者評価結果

- (i) 28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 b

## 【コメント】

母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮については、理念や基本方針で述べられています。理念や基本方針、母子支援施設の運営指針、母子協定の倫理綱領と、組織としてすりあわせして共通の理解を持つための取組を期待します。

- (ii) 29 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。 b

## 【コメント】

母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援について、入所時における「入所のしおり」や「利用者心得」等で説明されていますが、ここでのプライバシー保護は、「他人から見られたくない、知られたくない拒否する自由」です。入所時における重要説明事項を作成し、自室に立ち入ることについての承諾書等、プライバシーに関する説明についても、理由を説明して理解をお願いすることが望れます。

- (2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

- (i) 30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 a

## 【コメント】

支援の実施については「入所のしおり」「利用者の心得」等で、運営方針や支援について提供しており、入所する母親と子どもに「寄り添い、新たな自立に向けて」母親と子どもに対してのサービス情報を提供しています。

- (②) 31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。 a

## 【コメント】

支援の開始においては「入所のしおり」や「利用者の心得」等について、詳しく説明されています。支援過程においては、母親や子どもの意向について自己決定できるよう支援がなされています。

- (③) 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。 a

## 【コメント】

これまでの取組もあり、「施設変更に伴う支援マニュアル」に申し送り事項において、母親、関係機関との情報提供で支援の継続に努めています。退所後も相談や行事参加と繋がりを大切に続けています。

- (③) 母親と子どもの満足の向上に努めている。 第三者評価結果

- (①) 33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 b

## 【コメント】

母親と子どもの意向調査は毎年実施されています。行事に関しては、母親と子どもの意向に沿って計画が変更されますが、生活や支援における思いやり満足について、具体的な調査・分析する仕組みについては、母親や子どもの満足が権利や利益に繋がらない場合もありますので組織として充分討議してより良い支援へと結びつけるよう期待します。

- (④) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

- (①) 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a

## 【コメント】

苦情解決の仕組みは整備され、ポスターも掲示され、意見箱も設置されています。相談や意見に関しては母親・子どもにフィードバックする対応がなされています。

- (②) 35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。 b

## 【コメント】

相談室を設け母親と子どもの相談や意見を述べやすい環境に配慮するとともに、母親と子どもとの話し合いの機会を持つなど、日常的に相談できる取組を行っていますが、相談や意見を述べる際に秘密が守られることや第三者委員による聞き取り等、複数の方法や相手が用意されているという取組が期待されます。

- (③) 36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 a

## 【コメント】

母親や子どもからの相談や意見に関しては組織的に支援の質の向上に取り組み、母親と子どもからの信頼を高めるよう努力しています。

- (⑤) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。 第三者評価結果

- (④) 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b

## 【コメント】

母親と子どもの安心・安全に向けた支援に取り組んでいます。リスクマネジメント体制は組織として、生活・健康・支援・建物設備・事故防止・不審者対策等、生活全般からのリスクを職員全員が共有できる体制です。体制整備に関してはリーダーシップが必要であり、具体的な対策を講じるには、支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が望まれます。

- (⑤) 38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a

## 【コメント】

感染症予防対策については、リスクマネジメントと同様に、母親と子どもの生命と健康に関することで、定期的に研修を通して、周知できるよう進めています。保健所や関係機関での講習を受け、その都度、見直しをしています。

- (⑤) 39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 b

## 【コメント】

消防計画や災害時の安全確保についての体制は整備されています。ソフト面での母親と子ども及び職員の安否確認の方法や発生時の職員の行動基準等、全職員の周知に向けた取組が期待されます。

## 2 支援の質の確保

- (1) 支援の標準的な実施方法が確立している。 第三者評価結果

- ① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

b

## 【コメント】

標準的な実施方法においては、（生活・育児・性教育・保育・学童・就労）支援のマニュアルが整備されています。全体への周知に関しては、実施方法の確認と継続的に検討する取組によって共通理解に繋がると思われます。

- ② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

## 【コメント】

標準的な実施方法の見直しに関しては、母親や子どもからの意見や提案から改善への取組と、定期的に現状を検証し、支援の質に関する職員の共通意識のために見直しを行う仕組みが期待されます。

## (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

- ① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

## 【コメント】

自立支援計画の策定には、福祉事務所や関係機関とも連携し、心理職も含んだアセスメント手法によって策定されています。アセスメント結果から課題解決と対応策について自立支援計画に反映されています。

- ② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

## 【コメント】

自立支援計画は年2回策定され、その都度アセスメントを実施しています。また、母親や子どもの状況に変化があれば、その都度、見直しを会議等で報告し見直しを行っています。

## (3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

- ① 44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

## 【コメント】

母親と子どもに関する支援の実施状況の記録については、自立支援計画に基づく支援状況と身体状況や生活状況が詳しく記入されています。支援の実施にあたっての留意事項、状況の変化等についても共有できる体制が整っています。

- ② 45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

## 【コメント】

記録の管理については、個人情報保護と情報開示の観点から保存期間、廃棄に関しての規定が明記されていません。。保管されている個人情報の取り扱いについても母親や子どもに説明して理解が得られるよう期待します。

## 内容評価基準（28項目）A～1 母親と子ども本位の支援

## (1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

第三者  
評価結果

- ① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。

b

## 【コメント】

母親と子どもの人権を尊重し、日常生活の中で寛容的・支持的な関わりを通して行っています。母子支援施設が母親と子どもの最善の利益を目指していますが、時に、母親や子どもの希望に応えられない場合の対処方法等、組織として事例収集から全員で共通理解されることを期待します。

## (2) 権利侵害への対応

- ① A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

c

## 【コメント】

不適切なかかわりの禁止に関して、職員会議や日々の打ち合わせでも話されていますが、不適切な関わりとはどんな事柄が該当するのか、職員全員で討議し、対応マニュアルを作成することと就業規則等の規定の策定を期待します。

- ② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格侮辱のような不適切な行為を行わないよう徹底している。

b

## 【コメント】

職員会議等で、不適切なかかわりについて話し合われているように、母親と子ども、母親の会もしくは子ども同士においても日頃の日常会話や子ども会での話し合いの中で他者への配慮について、具体的な例を討議されることを期待します。

- ③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

## 【コメント】

母親と子どもとの親子関係には、日頃から充分配慮されて取り組んでいます。子どもの自分自身を守るための学習機会は学校での取組や下校後の学習支援後の、日常的なかかわりの中で認める、認められる自己肯定感に結びつく取組を進めています。

## (3) 思想や信教の自由の保障

- ① A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

a

## 【コメント】

母親と子どもの個人の思想や信教の自由については、他者に迷惑が掛からない範囲で保障されています。

## (4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

- ① A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

a

## 【コメント】

生活全般の改善や意識・課題について、母の会、わかば会（施設内自治活動）に職員がかかわり、よりよき方向へと働きかけて進められていています。今以上に母親や子ども自身が自らの権利を学び、自身の生活に力を養うための機会を提供し、より良き明日へ向かって取組をお願いします。

## (5) 主体性を尊重した日常生活

- ① A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

a

## 【コメント】

母親と子どもへの支援は、母子、少年支援員、が課題や目標を設定し全職員が共通認識のもと、内面では心理職や個別対応職員も対応して個々が持つ意志や能力を引き出し生活中から自主的な心が育つよう支援に取り組んでいます。

- ② A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

a

## 【コメント】

行事に関しては、母親や子どもの意見を聞き取り、企画から参加、振り返りと主体性を持つよう配慮されています。子どもに関しては、子ども期に経験しておかなければならぬことを職員が共々に楽しみながら、子ども達と創造しながら取り組んでいます。

## (6) 支援の継続性とアフターケア

- ① A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

a

## 【コメント】

退所後支援については、対処前に母親と相談しながらアフターケア計画を立て、関係機関との連携で支援に努めています。また、家庭訪問電話相談、施設行事参加、保育と退所後も相談支援できることも伝えており、地域移行後も継続支援をされています。

## A-2 支援の質の確保

## (1) 支援の基本

第三者  
評価結果

- ① A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

a

## 【コメント】

母子支援施設として、様々な課題や問題に支援できるよう、資格や専門的な職員の配置を進めています。また、新たな問題に対応するために外部研修において力量を高めるために研修に力を入れています。

## (2) 入所初期の支援

- ① A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

b

## 【コメント】

様々な事由や課題を抱えて入所する母親や子どもに対して、母親や子どもが安心して生活できるよう、不安や戸惑いに対しても、寄り添う心で対応し、アセスメントに基づき日常生活支援に支障がないよう支援しています。ハード面で、身体に障害がある方への利用ができないことが悔やまれます。

## (3) 母親への日常生活支援

- ① A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

a

## 【コメント】

母親の生活歴や生産歴から一人ひとり異なる問題を抱えて入所に至る人たちに対して、安定した基本的生活習慣の獲得や生活スキルの向上に向けて、育児支援や家事支援と母親や子どもの不安を取り除く支援に努めています。

- ② A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。 a

## 【コメント】

母親のニーズや状況に応じて、子どもの育ちにかかわり、保育所・学校とも関わっています。また、母親と子どもとの不適切なかかわりについて見守りや介入をして関係機関との調整も行っています。

- ③ A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。 a

## 【コメント】

利用者同士の関係調整においては、日常会話のなかで母親との信頼関係構築に重きを置きながら、母親同士の交流に支援しています。母親の心理的な問題については、心理職との面接や支援と軽減に向けて取り組んでいます。

## (4) 子どもへの支援

- ① A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。 a

## 【コメント】

子どもの養育・保育に関しては、「児童関係マニュアル」発達・成長段階を示すプログラムを基本に対応しています。一人ひとりの育ちに対応すべく養育・保育に関する記録も整えられ組織全体で取り組み、放課後の子ども達の生活の安定や活動に対しても、個別対応職員も含め子どもの状況に応じた支援を行っています。

- ② A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。 b

## 【コメント】

子どもの学習機会を設定し、環境づくりが整えられています。放課後は学習室において職員が宿題や学校での様子等子ども達の表情や態度から生活の様子を把握したり、夜はボランティアの学習時間は子ども期における色々な経験できる設定もあります。入所年齢や問題については、個別対応職員の勤務状況から今後の取組に期待します。

- ③ A17 子どもに安らぎと心地よさを与えるおとなどのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。 b

## 【コメント】

子どもへの支援において、職員が子どもを受け入れ、心地よさを感じられるよう支援し、母親と同様に人とのかかわりのあり方を支援していますが、子どもどうしの育ち合う力や関係性を養うには、社会的スキルの学習やより多くのボランティア等、子どもと職員ともに体験する場の活用が期待されます。

- ④ A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。 b

## 【コメント】

入所する子どもの年齢に応じて、生と性に対して検討して学習会の実施に向けて取り組んでいます。「性教育マニュアル」において、生命や身体では、日常生活の中で進めることが可能と思われます。年齢が上がるにつれて学校でも性教育の場を設けています。入所理由から難しい問題もあると思われますが、外部の力を頼りじて職員と共に学習する機会を期待します。

## (5) DV被害からの回復・回復

- ① A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。 a

## 【コメント】

市内には婦人相談所もあり、緊急に利用は少ないと思われますが、緊急利用に対応できる体制は整えられています。

- ② A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。 a

## 【コメント】

DV被害者の母親や子どもについては、関係機関との情報提供や支援を受けながら、法的機関とともに協働して精神的なフォローと母親への寄り添いの支援、当たり前の安心・安全な生活に向けて望ましい方向へ支援しています。

- ③ A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。 a

## 【コメント】

DV被害者の心理的回復を図るために、心理職員の配置による活用や関係機関・病院等のカウンセラーを受けるなど、心身の安全と適切な支援に向けて寄り添いながら取り組んでいます。

## (6) 子どもの虐待状況への対応

- ① A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。 b

## 【コメント】

被虐待指導に対しては、個別対応職員の支援と心理職による心理カウンセリングを実施し心理的回復に向けて取り組むとともに関係機関とも情報交換しながら支援しています。権利条約の子どもの権利「生きる権利」「参加する権利」「守られる権利」等、施設においても子どもの自己肯定感や自尊心の形成に向けた取組が望まれます。

- ② A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。 a

## 【コメント】

関係機関との連携を図り、母親と子どもとともに暮らせるよう支援することで、子どもたちの権利擁護に資する支援に取り組んでいます。

## (7) 家族関係への支援

- ① A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。 a

## 【コメント】

母子支援施設の機能は「母親と子どもがともに暮らせるよう支援する」ことが最も大切なことであり、日頃から母親と子どもとの関係には、充分配慮した支援が行われています。

## (8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援

- ① A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。 a

## 【コメント】

特別な配慮の必要な母親や子どもに対しては、関係機関や公的機関・社会資源を積極的に活用してそれぞれの状況に応じて、必要な支援やサポートを心がけて取り組んでいます。

## (9) 就労支援

- ① A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。 a

## 【コメント】

母親の置かれた状況や心身状況に合わせて必要な支援や就労できるよう補完保育や育児支援も取り組んでいます。

- ② A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。 a

## 【コメント】

母親の状況に応じた就労を促し社会参加することへの支援や「就労支援マニュアル」を作成して、就労に不安を抱える方や就労が困難な方への支援に関して取り組んでいます。

## (10) スーパービジョン体制

- ① A28 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。 a

## 【コメント】

組織として、職員の支援技術の向上やチーム全体の組織力を高めるために、職員相互に評価し、助言し合う取組については、施設長補佐、基幹的職員とチームが一体となって取り組んでいます。

[前ページに戻る >](#)

[トップページ](#)

[事業内容](#)

[第三者評価事業](#)

[社会的養護施設第三者評価事業](#)

[ダウンロード](#)

福祉サービス

**第三者評価事業**